# 規定改定レポート(2025年01月05日)

## 1. 変更内容

外貨貯蓄預金の据置期間内の払戻し時の据置期間内払出手数料を廃止します。なお、据置期間内の払戻しは原則お取り扱いできない点は不変です。

## 2. 改定必要性の確認結果

規定名	改定理由(確認前想定)	改定理由(確認後)	改定対象
外貨貯 蓄預金 規定	料に関する変更が発生したため、該 当する記載がある場合、改定が必	規定集の『9. 据置期間内の預金の払戻し』の中に、据置期間内払出手数料に関する記載があります。この部分を廃止の内容に合わせて修正する必要があります。具体的には、9. (1) の手数料計算式および関連記述、9. (2) の支払い手続きに関する記載を削除または改定する必要があります。	999
外貨貯 蓄預金 継続預 入プラ ン規定		規定集内に更新情報に該当する内容(据置期間や据置期間内払出手数料)の記載がないため、今回の更新情報に基づく規定改定は不要です。	不要

#### 3. 改定案の詳細

#### 外貨貯蓄預金規定

#### レビュー評価

- フォーマット評価: 改定案は規定集の形式を概ね維持しているが、『個別に判断し対応する』や『やむを得ない事情』といった曖昧な表現が文書構造の一貫性を損ねている。
- **削除チェック**: 手数料廃止に伴う削除は必要性が認められるが、削除された情報に対する代替説明が不十分であり、利用者にとって理解が困難になる可能性がある。
- **一貫性評価**: 改定案は規定の役割や目的と大きく矛盾するものではないが、曖昧な表現が規定の一貫性を損ねており、元の 意図が十分に保持されていない。
- **完全性評価**: 改定理由である手数料廃止は反映されているが、据置期間内払戻しの取扱いに関する具体的な運用基準が不足しており、改定の意図が十分に伝わっていない。
- 記載原則評価: 記載原則は概ね遵守されているが、『個別に判断し対応する』や『やむを得ない事情』といった曖昧な表現が規定文書の明確性を損なっている。
- **改定必要性評価**: 改定の必要性は認められるが、削除された情報の代替が不十分であり、改定内容が適切に実行可能であるかについては疑問が残る。
- 総合評価: 3
- 信頼度: 4
- **コメント**: 改定案は手数料廃止という改定理由を反映しているものの、曖昧な表現や削除された情報の代替説明の不足が問題です。特に、『個別に判断し対応する』や『やむを得ない事情』といった表現は具体性に欠け、規定の一貫性や明確性を損ねています。削除された情報に対する適切な代替表現を追加し、運用基準を明確化することで、規定の実務運用における混乱を防ぐことが重要です。また、改定理由に基づく変更の意図が利用者に十分伝わるよう、記載内容の具体化が求められます。

#### 新旧対比表

改定前	改定後
9. 据置期間内の預金の払戻し	9. 据置期間内の預金の払戻し

- (1) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を預入日から1ヵ月後の応当日の前営業日前日までの期間(以下「据置期間」といいます。)内に払戻しまたは解約する場合には、据置期間内払出手数料として、以下の計算式より求めた金額を払戻しまたは解約時にいただきます。 【計算式】 据置期間内払出手数料=(払戻日前日の適用金利-払戻日当日の外貨普通預金金利)×元本金額×預入期間÷360日(ただしイギリスポンド等当行所定の一定の通貨は365日)×80%×払戻し時の当行所定の電信買相場
- 9. 据置期間内の預金の払戻し
- (2) 前項の据置期間内払出手数料については、円貨現金または外貨貯蓄預金 継続預入プランにてあらかじめお届出の指定預金口座または個別に指定の預 金口座からの引落しによりお支払いただきます。預金口座からのお支払いの 場合は、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および払 戻請求書の提出または小切手の振出または印章の押印は必要ありません。
- (1) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を預入日から1ヵ月後の応当日の前営業日前日までの期間(以下「据置期間」といいます。)内に払戻しまたは解約する場合には、払戻しまたは解約は原則お取り扱いできません。ただし、やむを得ない事情がある場合には、当行が個別に判断し対応することがあります。
- 9. 据置期間内の預金の払戻し
- (2) 据置期間内<u>における払戻しまたは解約の取り扱い</u>については、<u>当行の判断に基づき、</u>個別に対<u>応</u>いた<u>し</u>ます。